名古屋北法人会だより

No. 129
2014年 5月

［題字］名古屋北税務署長　鶴岡一美

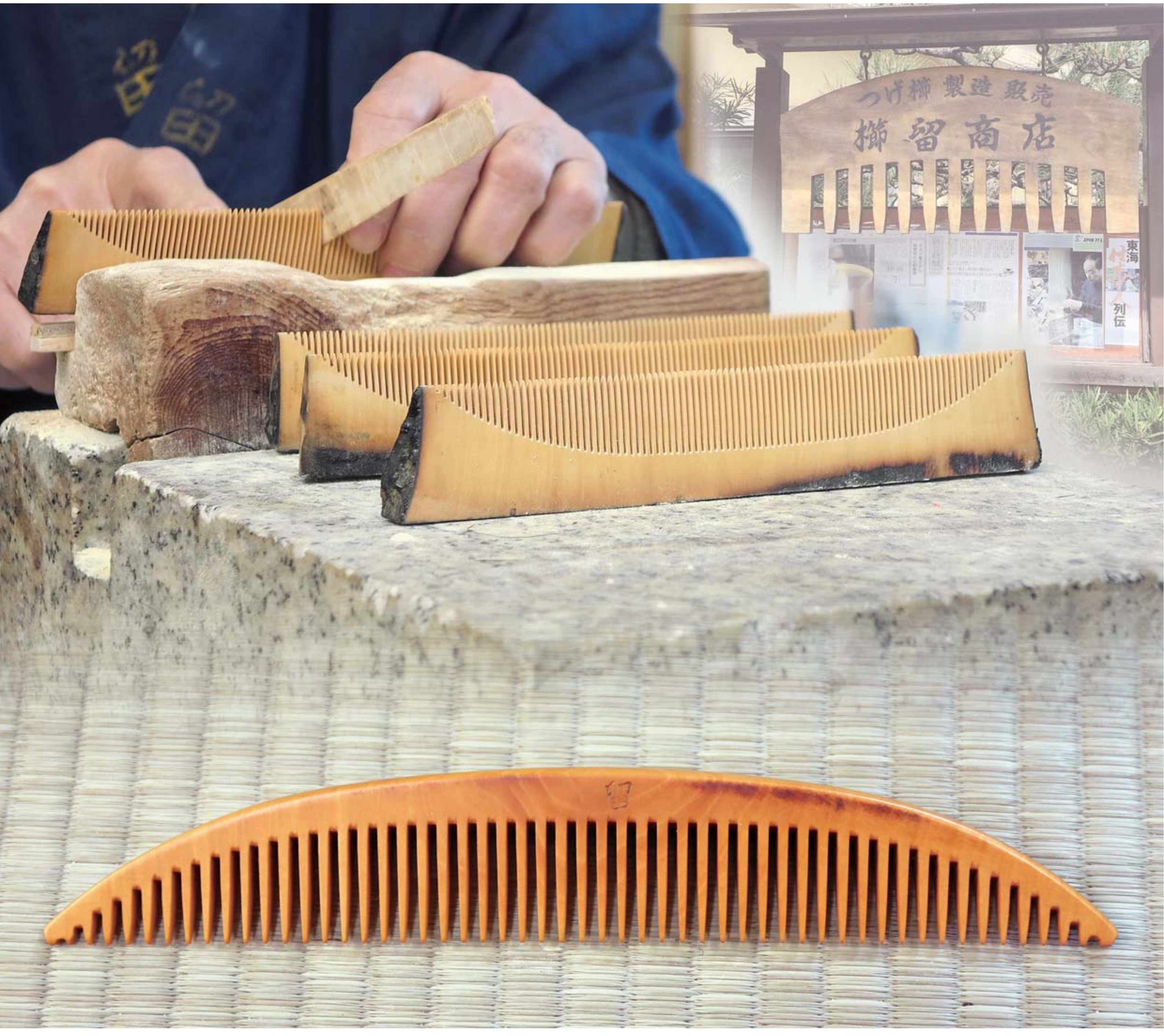

法人会
消費税期限内納付
推進運動

公益社団法人　名古屋北法人会

税に関する絵はがきコンクール

名古屋北税務署長賞

名古屋北法人会会長賞

名古屋北法人会女性部会長賞

名古屋北法人会青年部会長賞

CONTENTS

名古屋北法人会だより　No.129

税務相談窓口　1

愛知県広報　5

名古屋市広報　6

税理士会　7

会員ページ　9
「守山で蜂飼い57年」
小幡支部／㈱養蜂研究所　井上凱夫

新会員紹介　11

青年部会　12

女性部会　13

市内9法人会合同講演会　15
「どうなる、これからの日本経済！」
中小企業診断士・経済評論家　三橋貴明 氏

法人会事業・支部報告　19

今回の表紙

各種櫛製造・販売
櫛留商店（北区）　**三代目　森　信吾**

初代 留松が明治36年に創業、現在四代目が修行中。二代目・三代目親子で厚生労働大臣表彰「現代の名工」受彰。日本唯一、相撲櫛製造納入、歌舞伎・芝居等。世界に誇る、日本の伝統の髪型文化を櫛で支える老舗。
何年も陰干し、燻乾燥をして櫛板造り、何千回となく一本一本丁寧に櫛の歯をペーパー、木賊（とくさ）で自分の思いを込めて血を通わせて磨く。髪に優しく、静電気が少なく、頭皮に心地良い「珠玉のつげ櫛」とも言われる逸品櫛。
最近は、有名デパート・各種催しに実演販売で出展して髪の育毛・整髪に拘りの方、本物志向の方、櫛を大切にしていただける方に、櫛留のブランド櫛の紹介にも努めている。

税務相談窓口

名古屋北税務署からのお知らせ

相続税の基礎控除の引下げ及び税率構造の見直し等

● バブル後の地価の大幅下落等への対応、格差の固定化の防止等の観点から、相続税について、基礎控除を引き下げるとともに、最高税率を55%に引き上げる等税率構造の見直しが行われました。

〔平成27年1月1日以後の相続・遺贈について適用します。〕

■ 基礎控除の引下げ

改正前
5,000万円＋1,000万円×法定相続人数

→

改正後
3,000万円＋600万円×法定相続人数

■ 税率構造の見直し

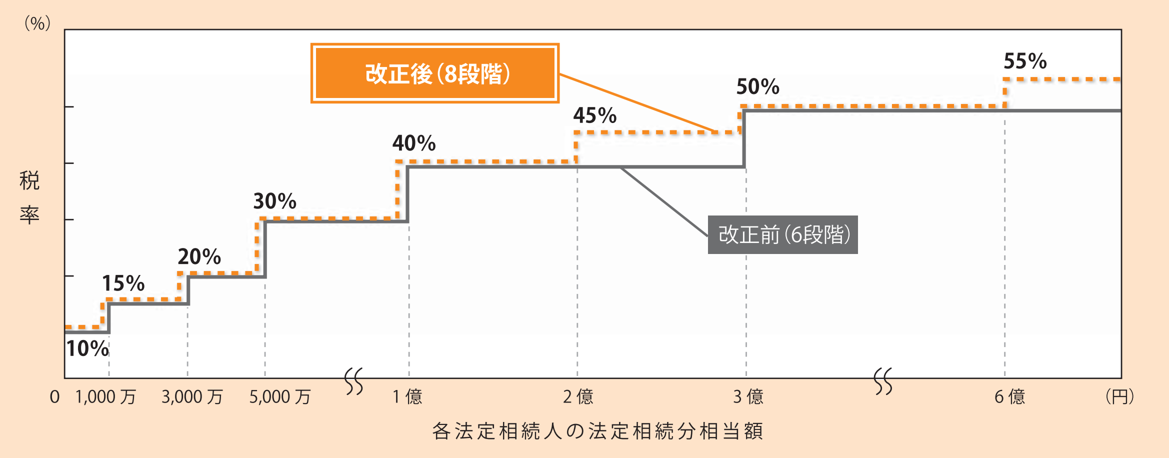

参考 相続税の速算表

法定相続分に応ずる取得金額	改正前 税率	改正前 控除額	改正後 税率	改正後 控除額
1,000万円以下	10%	0万円	10%	0万円
3,000万円〃	15%	50万円	15%	50万円
5,000万円〃	20%	200万円	20%	200万円
1億円〃	30%	700万円	30%	700万円
2億円〃	40%	1,700万円	40%	1,700万円
3億円〃			45%	2,700万円
6億円〃	(3億円超) 50%	4,700万円	50%	4,200万円
6億円超			55%	7,200万円

※ 上記の相続税の税率は、各法定相続人の法定相続分相当額を上記の金額に区分して、それぞれの区分に対応する税率を適用して足し合わせる方式（超過累進税率）を採っており、納税者がその負担能力に応じて公平に税を負担する仕組みとなっています。

具体的には、左の表に当てはめることで簡単に計算することができます。

(計算例)相続財産1億円を子2人で相続した場合(改正後の場合)

● 法定相続分に応ずる取得金額

相続財産の合計　基礎控除　法定相続分に応ずる取得金額
（1億円 − 4,200万円）× 1/2 ＝ 2,900万円

● 法定相続人別の相続税額

法定相続分に応ずる取得金額　税率　控除額　法定相続人別の相続税額
2,900万円 × 15% − 50万円 ＝ 385万円

● 相続税の総額

385万円 × 2人 ＝ 770万円

■ 未成年者控除・障害者控除の見直し

	改正前		改正後
・未成年者控除	6万円×20歳に達するまでの年数	→	10万円×20歳に達するまでの年数
・障害者控除	6万円(特別障害者:12万円)×85歳に達するまでの年数	→	10万円(特別障害者:20万円)×85歳に達するまでの年数

贈与税の見直し

- 高齢者が保有する資産の若年世代への早期移転を促進し、消費拡大を通じた経済活性化を図る観点から、贈与税の税率構造について、最高税率を相続税の最高税率に合わせる一方で、子や孫等が受贈者となる場合の贈与税の税率構造を緩和する見直しが行われました。
- 相続時精算課税制度について、贈与者の年齢要件を引き下げ、受贈者に孫を加える拡充が行われました。

〔平成27年1月1日以後の贈与について適用します。〕

■ 税率構造の緩和（暦年課税）

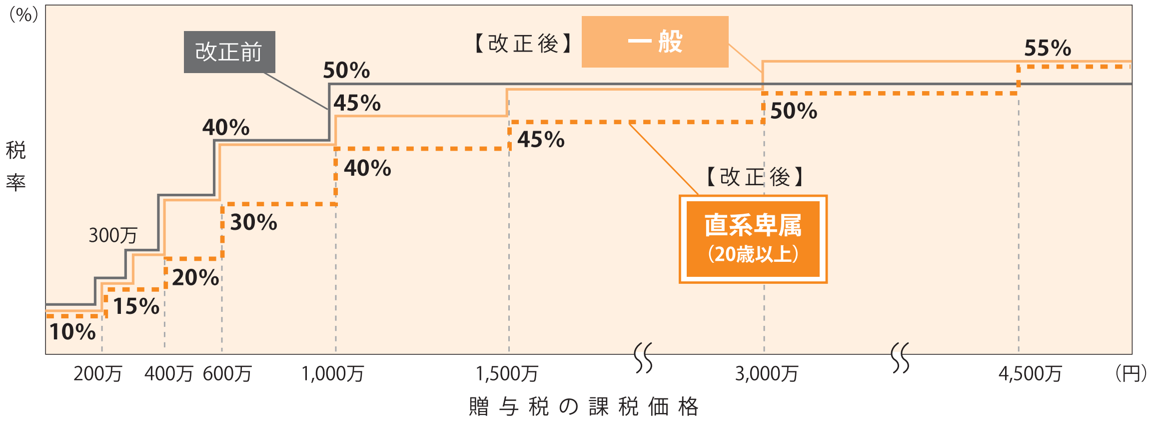

参考 贈与税の速算表

基礎控除後の課税価格	改正前		改正後			
			一般		直系卑属	
	税率	控除額	税率	控除額	税率	控除額
200万円以下	10%	0万円	10%	0万円	10%	0万円
300万円〃	15%	10万円	15%	10万円	15%	10万円
400万円〃	20%	25万円	20%	25万円		
600万円〃	30%	65万円	30%	65万円	20%	30万円
1,000万円〃	40%	125万円	40%	125万円	30%	90万円
1,500万円〃	(1,000万円超) 50%	225万円	45%	175万円	40%	190万円
3,000万円〃			50%	250万円	45%	265万円
4,500万円〃			(3,000万円超) 55%	400万円	50%	415万円
4,500万円超					55%	640万円

※　上記の贈与税の税率は、課税価格を上記の金額に区分して、それぞれの区分に対応する税率を適用して足し合わせる方式（超過累進税率）を採っており、納税者がその負担能力に応じて公平に税を負担する仕組みとなっています。

　具体的には、左の表に当てはめることで簡単に計算することができます。

（計算例）直系尊属から500万円の贈与を受けた場合（改正後の場合）

（500万円−110万円）×15%−10万円＝48.5万円

（基礎控除後の課税価格 × 税率 − 控除額 ＝ 贈与税額）

■ 相続時精算課税制度の対象者の見直し

改正前

受贈者：20歳以上の推定相続人
贈与者：65歳以上の者

改正後

受贈者：20歳以上の推定相続人及び孫
贈与者：60歳以上の者

参考 相続時精算課税制度

　相続時精算課税制度とは、贈与者から贈与を受けた財産について、2,500万円までは贈与時の贈与税は非課税（2,500万円を超える部分については20%の税率で贈与税が課税）とされ、その贈与者が亡くなった場合には、その贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額を合算して、相続税として精算（本制度により納付した贈与税額については相続税額から控除）する制度です。

消費税を適正に価格に転嫁するために

消費税は、消費活動に対して広く公平に負担を求める税金です。納税義務者は事業者となっていますが、事業者に課される消費税相当額は、コストとして販売価格に織り込まれて転嫁されます。そして、最終的には消費者が負担することが予定されています。
国では、事業者の方々が消費税を価格へ転嫁しやすい環境を整備するため、消費税の円滑かつ適正な転嫁対策等に取り組んでいきます。

【消費税の転嫁の仕組み】

消費税は、売上げにかかる消費税額から、仕入れにかかる消費税額を控除し、
その差額を納付することとされています。

製造業者 → 卸売業者 → 小売業者 → 消費者

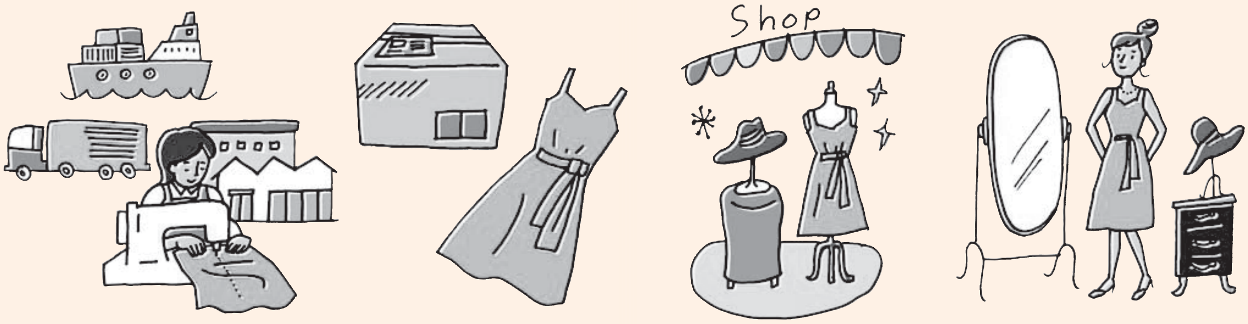

（納税義務者）　（納税義務者）　（納税義務者）

5,400円（税400円）　7,560円（税560円）　10,800円（税800円）

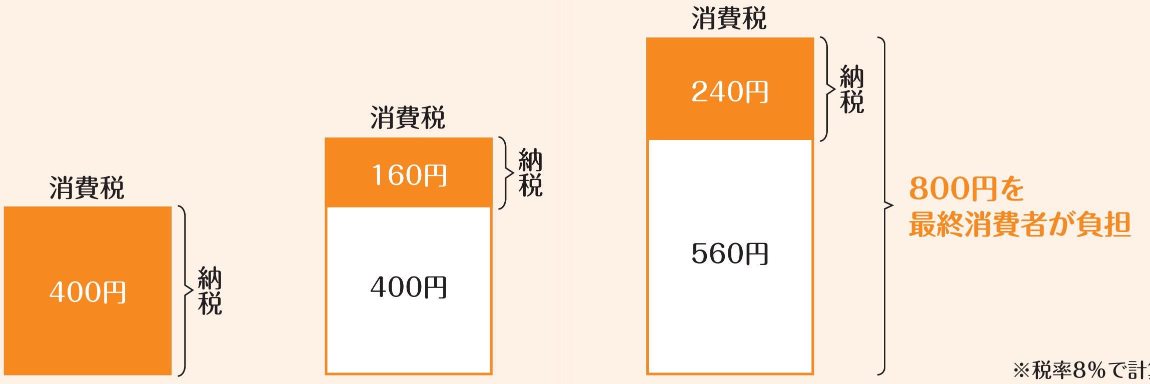

※税率8%で計算

消費税転嫁対策特別措置法（平成25年10月１日施行）

- 一旦取り決めた対価の減額や買いたたきによる消費税の転嫁拒否等の禁止
- 消費税分を値引きする等の宣伝や広告の禁止
（「消費税還元セール」、「消費税率上昇分値引きします」等の広告の禁止）
- 総額表示義務の特例（税込価格と誤認されない表示であれば、税込価格を表示しない表示方法が認められます）
- 転嫁カルテル・表示カルテルの独禁法の適用除外（公取委への事前届出制）

総額表示義務の特例

小売段階での価格表示について、従来は消費税込みの価格を表示することが義務付けられていましたが、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間に限り、 以下のような税抜価格等による表示が認められることとなりました。

● 個々の値札等において税抜価格であることを明示する例

△△スーパー ○○○円（税抜き）	△△スーパー ○○○円（税抜価格）	△△スーパー ○○○円（本体）
△△スーパー ○○○円（本体価格）	△△スーパー ○○○円+税	△△スーパー ○○○円+消費税

※個々の値札等においては、「○○○円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内における表示等により一括して税抜価格であることを明示することも認められます。
※税込価格と税抜価格を合わせて表示することも認められます。

消費税の価格転嫁等のことで困ったら

消費税価格転嫁等総合相談センター

転嫁、広告・宣伝、価格表示、便乗値上げ等に関する相談の受付

専用ダイヤル **0570-200-123**

【受付時間】平日9:00 ～ 17:00（平成26年3月・4月は土曜日も受付）

※お住まいの地域に応じた通話料金がかかります。実際にかかる金額は音声ガイダンスでご案内しております。

メール（HP上の専用フォーム） **http://www.tenkasoudan.go.jp**

※消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

愛知県広報

愛知県税だより

「あいち森と緑づくり税」の延長について（お知らせ）

愛知県では、本県の森と緑を県民共有の財産と位置づけ、県内の「森林」、「里山林」、「都市の緑」を一体的に整備、保全し、「山から街まで緑豊かな愛知」を実現するため、平成21年度から「あいち森と緑づくり事業」を10年計画で実施しています。

この事業の主な財源である「あいち森と緑づくり税」の当面の課税期間は、平成25年度までの5年間としておりましたが、県内の森や緑の状況や事業に対する意見、要望などを踏まえ、「あいち森と緑づくり税」の課税期間を5年間（平成31年3月31日までの間に開始する事業年度分まで）延長することとしました。

なお、この「あいち森と緑づくり税」は、法人の皆様につきましては、法人県民税均等割の税率の特例（超過課税）として御負担いただいております。

また、個人の方につきましては、個人県民税均等割の税率の特例（超過課税）として、一律年額500円を御負担いただいております。

愛知県における法人県民税（均等割）の税率

資本金等の額	従前の均等割額（年額）	あいち森と緑づくり税（年額）	納める均等割額（年額）
50億円超	800,000円	40,000円	840,000円
10億円超50億円以下	540,000円	27,000円	567,000円
1億円超10億円以下	130,000円	6,500円	136,500円
1千万円超1億円以下	50,000円	2,500円	52,500円
上記以外の法人	20,000円	1,000円	21,000円

納める方法　従前の県民税均等割額に加えて申告納付します。

適 用 期 日　平成21年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する各事業年度

○お問合せ先　名古屋北部県税事務所　課税第一課　県民税·事業税第一グループ
電話　052−531−6304

自動車税の納税をお忘れなく

◇6月2日（月）は、自動車税の納期限です。

自動車税は、毎年4月1日午前0時現在の所有者（売主が所有権を留保している自動車については、買主である使用者）に課税されます。

5月上旬になりましたら、名古屋北部県税事務所から納税通知書をお送りしますので、お近くの県税事務所、金融機関及びコンビニエンスストアなどで納めてください。

また、クレジットカードでの納付を始めました。納期限内のものに限り、パソコンなどを利用してクレジットカードでも納付していただけます。（利用者には決済手数料がかかります。）

なお、3月末までに名義変更・譲渡・廃車などの登録手続を他の人に依頼した自動車について、納税通知書が届いた場合は、登録手続が正しく行われていない可能性があります。

これらの手続きを他の人（自動車販売業者など）に依頼された方は、確実に行われているかどうかを確かめてください。

また、転居などにより納税通知書が届かないときは、名古屋北部県税事務所までお問合せください。

○お問合せ先　愛知県名古屋北部県税事務所　自動車税グループ
電話　052−531−6305（ダイヤルイン）

※クレジットカード納付に関する詳しいことは、愛知県総務部税務課Webサイト（http://www.pref.aichi.jp/zeimu/）をご覧ください。

名古屋市税だより

●主な市税の納期

○個人の市民税・県民税
　普通徴収　6月、8月、10月、翌年1月　　特別徴収　徴収した月の翌月10日まで
○固定資産税・都市計画税　　　　　○軽自動車税
　4月、7月、12月、翌年2月　　　　　5月
※納期限が、土・日曜日、祝休日または12／29～1／3のときは翌日になります。

●6月2日（月）は軽自動車税の納期限です。

軽自動車税は、原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・2輪の小型自動車に対して、毎年4月1日現在の所有者に、定置場所在の市区町村で課税されます。4月2日以降に譲渡・廃車などしても、月割ではなくその年度の税額の全額を納付していただきます。

名古屋市では、軽自動車税に関する事務を金山市税事務所で行っています。軽自動車税についてのお問い合わせは、金山市税事務所徴収課軽自動車税係へお願いします。

※原動機付自転車・小型特殊自動車を取得・廃車された場合の申告については、各区役所・支所の税務窓口でも受け付けています。

金山市税事務所　徴収課　軽自動車税係
〒460−8626　名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）　電話　324−9803

●法人市民税申告書等について

○申告期限
・確定申告　事業年度終了の日の翌日から原則として2か月以内
・中間申告（予定申告）　事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
○事務所等または寮等を市内に新設したときなどの届出
・法人の設立・事務所事業所新設廃止申告書
　市内に新たに法人を設立した場合、または事務所等・寮等を新設もしくは廃止した場合に提出してください。
・法人の異動届出書
　法人の名称や事業年度、資本金や代表者などを変更した場合に提出してください。
○申告書等の提出先
　主たる事務所等・寮等の所在する区を担当する市税事務所の市民税課法人市民税係へ提出してください。
用紙は、名古屋市公式ウェブサイト（http://www.city.nagoya.jp/）からダウンロードすることもできます。

主たる事務所等・寮等の所在する区	担当の市税事務所
北区、守山区、千種区、東区、中区、名東区	栄市税事務所 市民税課 法人市民税係 〒461−8626　名古屋市東区東桜一丁目13番3号（NHK名古屋放送センタービル8階）　電話　959−3305
西区、中村区、中川区、港区	ささしま市税事務所 市民税課 法人市民税係 〒450−8626　名古屋市中村区名駅南一丁目27番2号（日本生命笹島ビル8階）　電話　588−8006
昭和区、瑞穂区、熱田区、南区、緑区、天白区	金山市税事務所 市民税課 法人市民税係 〒460−8626　名古屋市中区正木三丁目5番33号（名鉄正木第一ビル）　電話　324−9806

※窓口での提出については、各区役所・支所の税務窓口でも受け付けています。

●簡単・便利!　インターネットでの市税の申告!

名古屋市では、エルタックス（eLTAX）を利用して、インターネットによる申告の受付を行っています。また、電子納税をすることができます。
○電子申告が可能な市税の税目
　個人住民税（特別徴収）、法人市民税、事業所税および固定資産税（償却資産）
○電子納税が可能な市税の税目
　個人住民税（特別徴収）、法人市民税および事業所税
○エルタックスについてのお問い合わせ先
　エルタックスホームページ（http://www.eltax.jp/）
　「エルタックス」ヘルプデスク　電話：0570−081459（IP電話等をご利用の場合　電話：045−759−3931）

税理士会

税理士の社会貢献活動「租税教室」

名古屋税理士会名古屋北支部　広報部

名古屋税理士会名古屋北支部では、社会貢献活動の一環として、小学生から高校生までを対象とした「租税教室」を開催しています。それぞれの年代に応じて、税金のしくみや使途などを解説し、併せて税理士という仕事の一端を知ってもらう場となっています。
今年度に担当した会員の体験談を掲載いたします。

平成25年11月18日（月）に愛知県立緑丘商業高等学校にて実施された租税教室で講師を務めさせていただきました。「税を考える週間」の期間中に、2限目~4限目にそれぞれ総合ビジネス科、経理科、情報処理科の3年生の授業の一環として、税金についての基礎知識についてのお話をしました。
講義をするにあたって、高校生の方に税理士として何を伝えるべきか？　ということを悩みました。同じ高校生の時の自分を振り返ると、税金は誰が仕組みを決めているのか？　どうやって払うのか？　何に使われているか？　全く知らずにあまり関係ない、遠い存在のように感じていました。これから社会に羽ばたく若者に税金のことを身近に感じ、税金は国の礎であることを知ってもらいたい、と思いながら準備をしました。
当日の朝、守山区の地元ケーブルテレビの取材があることを知り、自分の姿が公共の電波に乗るというプレッシャーを心地よく感じながら最初の授業が始まりました。
素晴らしかったのが、始業の挨拶。当番の生徒の方に続き、70名強の生徒が「よろしくお願いします」と大きな溌剌とした声で、キレのある挨拶をされ、とてもすがすがしい気持ちになりました。3クラスどのクラスも同じように素晴らしい挨拶をしていただき、日本の将来を担う高校生の方を前に、税についてお話しをする責任に身が引き締まる思いでした。
授業は日税連の租税教育テキスト、パワーポイント資料を使い進めていきました。緊張しながらも時間配分も問題なく終えることができました。お話しさせていただいた中で、学校の校舎や先生の給料等も税金で賄われているという点にうなずく生徒の方も多く、また日本の財政赤字の話については、やや表情が曇っているように見受けられました。
租税教室の講師を経験させていただいて、自分自身としては税理士としての初心を確認することができました。「税についての確かな知識を持ち、積極的に社会に参加する納税者」となっていただくために、税の公共性を啓蒙することを使命として職責を全うしたいと思います。

税理士　浅野高嗣

租税教室を担当することはとても苦しいことです。とても辛いことです。なぜなら「税」というものに対する自らの浅学さと直面しなくてはならないからです。申告納税制度の解説をした後、年末調整の説明をすることの難しさ。そもそも課税根拠として利益説と義務説のどの立場で話すべきか。あるいは立憲主義を標榜する我が国の憲法に納税の義務が規定されていることの意義はなんなのか…。考えても切りはありません。

それでも学生諸君が「世の中」について思いを巡らせる何らかのきっかけを提供できれば、また税あるいは税理士というものへの関心を喚起できればと思い、講師を担当しようと思うのです、臆病な自分を奮い立たせて。

税理士　小林弘隆

税を考える週間の一環として、平成25年12月16日、味鋺小学校にて租税教室の講師を担当させていただきました。

対象の生徒は、小学6年生ですが、自分の6年生当時を振り返ると､税についての知識はほとんどありませんでした。どのように伝えようかと思っておりましたところ、進行方法などの打合せを事前にしたいという申し出をいただき、担任の先生と開催日の10日ほど前に、当日の進め方の打合せを行いました。打合せの結果、集中力と興味が続くように、適時クイズを入れる進行形式となりました。

小学6年生の4クラス、約140名の生徒の皆さんに対する授業でしたので、場所は底冷えのする体育館でしたが、最後まで元気に手を挙げていただき、熱心に聴講していただきました。

税理士　出口　茂

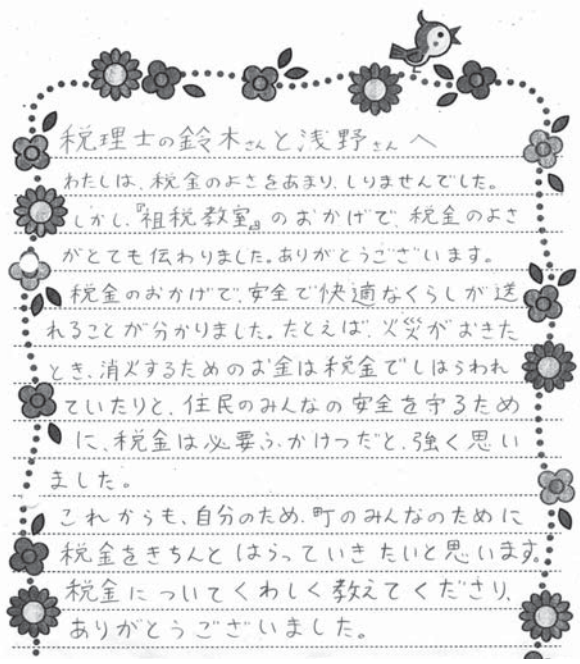
税理士の鈴木さんと浅野さんへ
わたしは、税金のよさをあまり、しりませんでした。
しかし、『租税教室』のおかげで、税金のよさがとても伝わりました。ありがとうございます。
税金のおかげで、安全で快適なくらしが送れることが分かりました。たとえば、火災がおきたとき、消火するためのお金は税金でしはらわれていたりと、住民のみんなの安全を守るために、税金は必要ふかけつだと、強く思いました。
これからも、自分のため、町のみんなのために税金をきちんとはらっていきたいと思います。
税金についてくわしく教えてくださり、ありがとうございました。

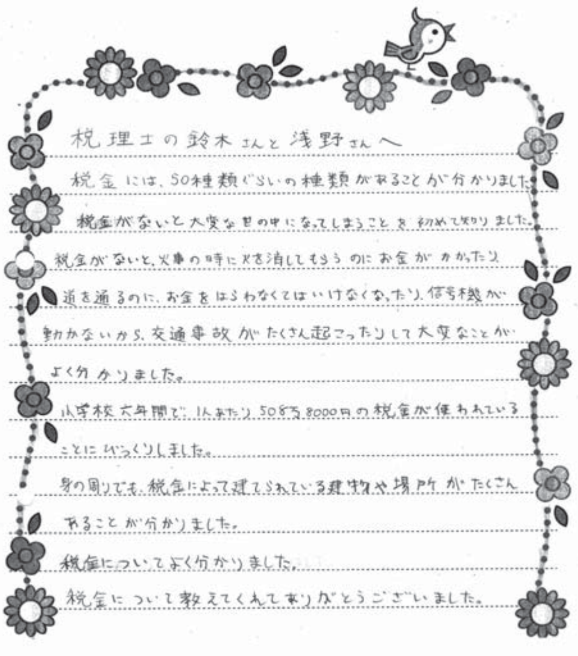
税理士の鈴木さんと浅野さんへ
税金には、50種類ぐらいの種類があることが分かりました。
税金がないと大変な世の中になってしまうことを初めて知りました。
税金がないと、火事の時に火を消してもらうのにお金がかかったり道を通るのに、お金をはらわなくてはいけなくなったり、信号機が動かないから、交通事故がたくさん起こったりして大変なことがよく分かりました。
小学校六年間で、1人あたり508万8000円の税金が使われていることにびっくりしました。
身の回りでも、税金によって建てられている建物や場所がたくさんあることが分かりました。
税金についてよく分かりました。
税金について教えてくれてありがとうございました。

会員ページ

守山で蜂飼い57年

小幡支部／㈱養蜂研究所　井上凱夫

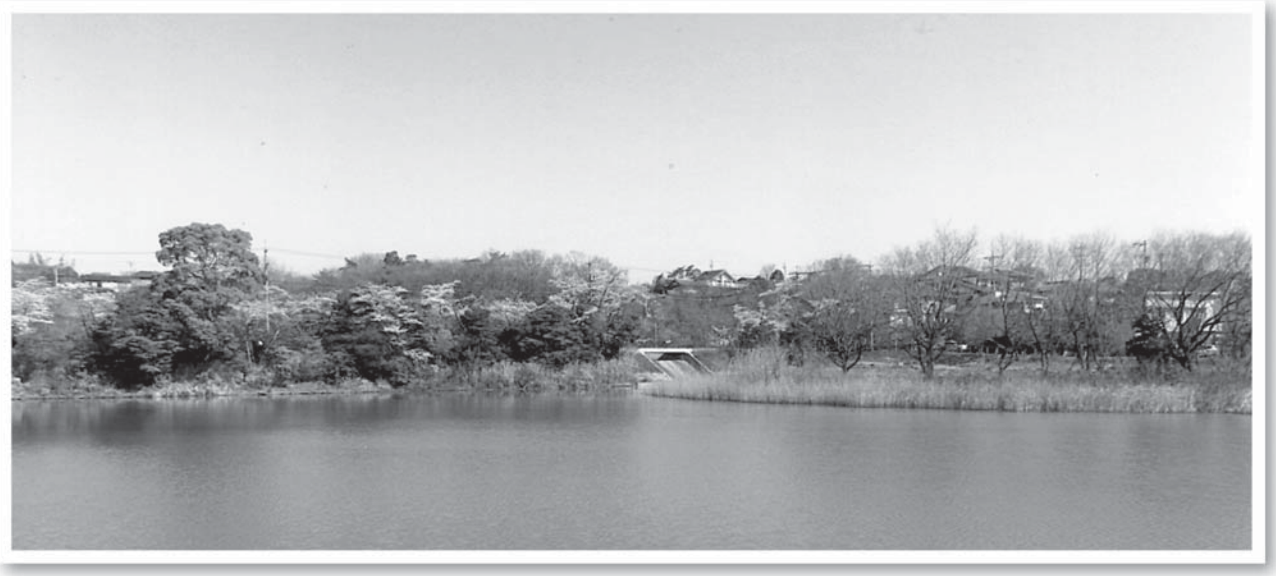

翠松園の春（ニツ池桜開花）

先代井上丹治が守山市翠松園（現在守山区）で養蜂を始めたのは、1957年（昭和32年）の春でした。

私はまだ中学2年になったばかりで、父は定年を3年程残して、新しい人生を歩き始めたのです。辞めた理由は、健康上の問題と、転勤を促されての決断だったようです。

そんなことは全く知らない私は、この仕事で生活ができるのかと母に尋ねたことを記憶しています。

父は、それ以前に幾冊かのミツバチに関する本を世に出していましたので、ミツバチの研究家としては、すでに日本で知られた存在だったようです。

この地を選んだ理由は、南に水田や畑、北に山がある地形が、ミツバチの飼育環境として良いという理論に基づいた行動でした。蜜源は養蜂の母という諺がありますが、この場合、レンゲの花やナタネ、サクラ、モチ、ソヨゴ等が蜜源でした。またミツバチの品種改良ということで、他に養蜂家がいない場所を選んだ訳です。

日本では、まだ品種改良が進んでおらず、この分野での事業拡大を目差したようです。外国より優良品種を輸入し、F1を作出して他の養蜂家に分譲する訳ですが、日本の気候、風土に適した品種はどれかという判断は、仲々難しかったようです。イギリス、ドイツ、オーストリア、イタリア、アメリカ等から女王蜂を送って頂き飼育した結果、アメリカ・イタリアン種が最も良いと判断されました。良いというのは、産卵力に優れ、性格が温順で、耐病性があり、体格体色が良いということです。全国の養蜂家に利用されました。

人には運、不運があるようです。父は昭和の金融恐慌という誰もが経験したことのない大波で人生を破壊され、韓国の東京帝国大学農学部全羅南道演習林に家族を連れて赴任、韓国の名山、智異山の山中で丸太巣箱で飼われたトウヨウミツバチ（ニホンミツバチの仲間）と出合ったのです。昭和14年に愛知県瀬戸市にある演習林へ転勤となり、そこでセイヨウミツバチを飼い始めたのが、私共の養蜂の原点となったのですから、人生とは実に不思議なものです。

ローヤルゼリーとの関わりも、そんな出合い

養蜂研究所採蜜風景

養蜂研究所養蜂場風景（アカシア開花）

があったようです。戦時中の話ですが、官舎の庭を芋畑に変えて飢えを凌いだのですが、病弱な父は鍬も十分には使えず、困っていたのが、ある時ミツバチの巣の中で、王台（女王蜂が育つ部屋）の中で乳白色に輝く物質に引きつけられて、思わず口にしたそうです。何度も食するうちに、気がつけば鍬がもてるようになっていたそうです。

昭和33年のことですが、ローマ法王ピオ12世が危篤におちいり、ローヤルゼリーで救われたということが、世界中に報道され、一躍注目されました。その時父はすでに、その生産法を開発していたのです。自らの体験が、自信をもって養蜂に、新しい分野を切り開くことになった訳です。その後父はローヤルゼリーに関する本を、6冊著わしローヤルゼリーの普及に生涯を奉げたのです。

昭和60年10月名古屋で、第30回アピモンディア国際養蜂会議が開かれ、86才で研究発表をしましたが、その年の暮に転倒、打処が悪く脳内に溜った血を抜く手術で、帰らぬ人となってしまいました。

父の意志は、二人の息子によって引継がれた訳ですが、経営者としては、商才に恵まれなかったようで、現在も翠松園の一角で、100箱のミツバチを飼育しています。父が設立した㈱全日本ローヤルゼリーセンターと云う名称は、私には重すぎて「井上養蜂」と云う皆様に愛される名称で努力しております。理由はあくまで国産にこだわったからです。ご承知かも知れませんが、国産は生産量も少く、輸入品の10倍のコストが掛かります。売価はと云えば、数倍にしか売れないと言うのが現実です。ここ数年、やっと国産に関心を寄せて頂けるようになりましたので、もう少し頑張れば良いのかも知れません。父が残した「ローヤルクィーン」は、国産ローヤルゼリーを完熟蜂蜜にエマルジョンしたもので、残念ながらカプセルでも、錠剤でもありません。小さなサジで飲む、真に古風としか言いようがありませんが、この方法がベストなのです。時代は変っても変えてはならないものもあると信じるから変えれないのです。「良いものは良い」のです。蜂蜜にしても同様で、“本物が欲しかったら井上へ行け、但し値段は少し高いようだ”と誉められているのか、どうか分らないのですが、本物であること、美味しいことにこだわり続け、消費者直結の直販システムをベースにしております。

愛知県瀬戸市と岐阜県土岐市の境にある三国山（標高701m）の中腹600mの地点で「養蜂博物館」を設け、5月から8月の土曜、日曜のみ開いております。ミツバチやハチミツ、ローヤルゼリーなど知って頂きたくて、平成8年8月8日より続けております。是非お立寄り下さい。詳しくは下記へお問い合せ下さい。

養蜂博物館内部

株式会社養蜂研究所

TEL 052−792−1183
FAX 052−792−2025

新会員紹介

平成25年12月1日～平成26年3月31日

支部	会社名・住所	代表者名・電話番号	業種	歓奨者
清水	星ヶ丘通商㈱ 北区清水1丁目20－6	渡邊良市 265−8552	商社	
金城	㈲桜カンパニー 北区金城1丁目6－16	桜井義数 914−2257	清掃業	
〃	㈱林泉寺開発 北区金城町2丁目6	寺野善章 914−6531	霊園開発	草川工業㈱
北陸	㈲渡邉電設 北区安井1丁目25－20	渡邉英雄 911−2591	電気・通信工事	㈲千成工業（西支部）
楠西	㈱アイ・クリエイト 北区大我麻町 2	岡嶋伸夫 903−1181	造園資材・エコ商品販売卸	㈲山水園
瀬古	クレオインターナショナル㈱ 守山区新守西1905 2階	船水重宏 758−6155	革製カバン小売業	中京銀行守山支店 ㈱ナカシロ（守山北）
森向	㈱フロンティア 守山区向台2丁目2205	下里英也 725−9942	太陽光発電の施工・販売	
みどり	㈱アクアテック 守山区中志段味東原2488－2	福谷英則 799−7831	防水工事業	
守山北	㈱ボーマーインターナショナル 守山区川東山3116	二村英里 0568-41-9820	自動車修理販売	瀬戸信用金庫川村支店 ㈱ナカシロ

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

		法人会提言（法人実効税率20%台の実現）	改正の概要
法人課税	法人税率	・わが国の立地条件や競争力強化などの観点から、法人税率のさらなる引き下げを行い、早期に欧州、アジア主要国並みの20%台の実効税率を実現するよう求める。	経済の好循環を早期に実現する観点から、復興特別法人税が1年間前倒しで終了します。この結果、法人実効税率が35.6%に引き下がりました。
法人課税	交際費課税	・交際費課税の特例の適用期限延長 ・資本金規模に関わらず全ての企業を対象とすべきである。	（1）交際費のうち、飲食のために支出する費用の額の50%を損金の額に算入する措置が創設されました。 （2）中小法人に係る損金算入の特例について、適用期限が2年延長されます。また、中小法人は上記（1）との選択適用が可能となりました。
法人課税	中小企業対策	◆中小企業投資促進税制 ・中小企業投資促進税制の本則化 ・特別償却率および税額控除率の大幅引き下げ ・対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める ・税額控除適用の対象企業を「資本金1億円以下」に引き上げ ◆少額減価償却資産 ・「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」措置を本則化	（1）適用期限が3年延長（平成29年3月31日まで）されました。 （2）対象となる特定機械装置等が生産性向上設備等に該当する場合、特別償却割合や税額控除割合の拡充措置等が次の通り講じられます。 ①税額控除（7%・資本金3千万円以下の中小企業者等は10%）又は即時償却（現行特別償却30%）の選択適用 ②税額控除制度の適用は、資本金1億円以下（現行3千万円以下）の中小企業者等にまで拡大 （1） 適用期限が2年延長されました。
復興支援のための税制上の措置		・被災地における企業の定着、雇用確保を図る観点などから、さらなる税制上の対応等、実効性のある措置を講じるよう求める。	（1）東日本大震災に係る津波被災区域のうち、市町村長が指定する区域における土地及び家屋に係る固定資産税等の課税免除等の適用期限が1年延長されました。 （2）復興産業集積区域において機械等を取得した場合に即時償却ができる措置の適用期限が2年延長されました。

青年部会

活動レポート

研 修 会

12. 11　**青年部会税務研修会**

テーマ　「改正税法のポイント」

講 師　名古屋北税務署

法人課税第一部門近藤統括官 殿

◇ 研修会終了後懇親会を開催致しました。

1. 16　**名古屋北税務署長を囲む会**（女性部会と共催）

1. 31　**経営研修会・新春懇親会**　魚鉄

テーマ　「今すぐ使える話し方」

～心を想い、心に響く～

講 師　ラジオパーソナリティー　川本えこ 氏

2. 26　**第2回名古屋市内法人会青年部会合同事業**　名古屋国際ホテル

第1部　何でも言って法人会

第2部　大懇親会

そ の 他

12. 9　**第14回青年部会情報交換会**　名古屋栄東急イン

1. 22　**第15回青年部会情報交換会**　バル&リコッタ

2. 19　**第16回青年部会情報交換会**　海鮮山

3. 19　**第17回青年部会情報交換会**　桜すし

役 員 会

1. 16

女性部会

活動レポート

研 修 会

1.16　名古屋北税務署長を囲む会（青年部会と共催）

◇　質疑応答形式で、ご自身のプロフィールや税金の利率、酒税・税金の歴史使途などをユニークに話されました。
笑いの絶えない新春の懇談でした。

1.30　税務研修会

テーマ　「知って得する贈与税」
～贈与税特例制度の概要～
講 師　名古屋北税務署
資産課税部門担当官 殿

◇　多くの方が参加されました。税についての知識は有り過ぎて困ることはありません。次回は是非ご参加下さい。

役 員 会

12. 3　1.16　1.30　2.18　3. 7

税に関する絵はがきコンクール

2.23　応募総数　56作品

入選者

・名古屋北税務署長賞
名古屋市立旭丘小学校4年　綱川來未さん

・名古屋北法人会長賞
名古屋市立富士見台小学校5年　鶴見里織さん

・名古屋北法人会青年部会長賞
名古屋市立杉村小学校5年　伊藤心琴さん

・名古屋北法人会女性部会長賞
名古屋市立富士見台小学校5年　長谷川愛菜さん

＊応募作品の写しが北税務署及び一部金融機関に展示されています。

第3回 税に関する絵はがきコンクール

受賞者表彰式

女性部会主催による「税に関する絵はがきコンクール」も三年目を迎え、年を重ねるごとに絵はがきの応募数も少しずつ増えはじめ、各地区から、力作秀作が集まりました。

ご応募して頂いた中から、税務署長賞、法人会会長賞、女性部会長賞、青年部会長賞の4作品を選出し、2月23日の日曜日第3回「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が行なわれました。

表彰式には受賞されたお子様達、ご家族の方々、税務署長をはじめ、法人会役員、青年部会役員など多数の皆様のご出席を賜り、ありがとうございました。

表彰状授与の時は、緊張気味だったお子様達も、税金クイズに一人一人が指名され答えたり、日頃あまり耳にすることのない外国の珍しい税金の話を聞いたりするうちに、少しずつ緊張も解ぐれて、1億円のレプリカの重さを体験しながら、笑顔で記念撮影を楽しんでいました。

式に出席された皆様が税金に対しての新たな意識を持って頂けたなら、今後の活動にも力が入ります。

現在、「税に関する絵はがきコンクール」を行なっているのは、愛知県下で6法人会のみの活動となっています。名古屋市内においては、中川法人会と北法人会の2法人会のみです。

今後も子供さん達を対象とした租税教育の運営方法などを検討し、愛知県下、名古屋市内各法人会の皆様が「私たちも活動しよう」と思って頂けるよう努力して行きたいと思います。

今年度も第四回目の「税に関する絵はがきコンクール」を開催したいと思います。

応募用紙は事務局に用意してあります。応募方法などご不明な点がありましたら法人会事務局へお問い合せ下さい。

多数の方のご応募を心よりお待ちしています。

（総務委員　鶴見栄子）

市内9法人会合同講演会

「どうなる、これからの日本経済!」

講師／㈱三橋貴明事務所　代表取締役社長・中小企業診断士
経済評論家　**三橋貴明** 氏

日時／平成26年2月6日（木）
会場／日本特殊陶業市民会館

プロフィール

東京都立大学経済学部卒業
外資系IT企業、NEC、日本IBMなどを経て
2008年　中小企業診断士として独立、三橋貴明診断士事務所を設立
2007年　インターネット上の公表データから韓国経済の実態を分析した『本当はヤバい!韓国経済』を発表、ベストセラーとなる。
ブログ「新世紀のビッグブラザーへ」のアクセスユーザ数は36万人に達する。
2013年5月　人気ブログランキングの「政治部門」1位
総合ランキング1位（参加ブログ総数は約99万件）
現在、雑誌への連載･寄稿、メディア出演、講演などで活躍中。

著　書：「いよいよ韓国経済が崩壊するこれだけの理由」「経済の自虐主義を排す」「アベノミクスで超大国日本が復活す!」「目覚めよ!日本経済と国防の教科書」　他多数

インフレ目標2%の意味

今日の演題は「これからの日本経済」ですが、まずは“経済”についてお話します。

企業の目的は利益を出すことですが、政府の目的は「経世済民（世を経(おさ)め、民を済(すく)う)」、政府は国民を豊かにするために存在する非営利団体です。経世済民が経済の語源になっています。

政府の政策、つまり増税や減税・規制緩和・公共事業拡大などは経世済民を実現するための手段なのですが、いまは企業の目的と政府の目的が混同されている状況です。

ギリシャやスペインの2013年の失業率は27~28%、特に若年層の失業率は50%を上回っていますので、いまギリシャやスペインの政府がやらなければいけないのは雇用対策です。ところがギリシャの政府は公務員の削減をしています。そんなことをしたら失業率はさらに上がります。企業と政府の目的を混同して、財政赤字はダメというイデオロギーに支配されていて、まともな経済政策が打てていないのです。

日本の失業率は3.8%（若年層は約8%）で低めに抑えていますが、所得が増えていません。日本の政府がしなくてはいけないのは国民の所得を増やすことです。

2012年に発足した第二次安倍政権は「デフレ脱却、インフレ（物価の上昇率）目標2%」を標榜して世界から絶賛されました。多くの国がデフレで悩んでいるので、それを第二次安倍政権が解決することができるのではないかと評価されたのです。

主婦にとって物価が2%上がるのはイヤですね。でもいまの日本にとっては正しい政策です。デフレのときは失業率が高いのです。インフレ率が上がると失業率が下がり、インフレ率2%で失業率が2%強になります。失業率2%は完全雇用、働きたい人はみんな働ける状況です。安倍政権はインフレ率目標2%を掲げて、「物価を上昇させて失業率を引き下げ、完全雇用を達成する」と宣言したのです。

デフレの問題点

“経済”とは所得創出のプロセスです。生産して、それをお客様（家計・企業・政府・外国）が消費・投資して購入し、お金が支払われて所得が生まれます。ぐるぐるとお金が回っていくのが経済です。年金も銀行預金も元を辿れば皆様の所得です。所得こそが経済の中心です。

いまの我が国の問題は「生産が足りないこと」ではなくて「所得が足りないこと」です。お金がないので買わない。そうすると生産者は値下げをします。生産者の所得が減ります。この所得の縮小と物価の下落が悪循環で進行している現象をデフレと言います。デフレは物価が下がるだけでなく所得が下がることが問

題なのです。

デフレの原因はバブルが崩壊したからです。バブル期、「財テク」という言葉が世の中を踊って、人々は土地や株式などの資産を銀行から借金して買いました。値上がりが目的なのですが、これを投機と言います。

問題は、バブル崩壊後、土地等の価格が暴落、地価が半分になっても借金は丸々残っており、借金の返済が始まることです。借金返済は消費でも投資でもなく、誰の所得も生みません。そんなとき、さらに消費を減らす消費税増税と公共投資を削減して緊縮財政をしました。97年の橋本政権です。結果的に98年からデフレが始まりました。物価の下落をはるかに上回る2倍のペースで平均給与が下落しました。それがこの15年間の状況です。

そうなると国民は将来が不安ですから、消費をせず銀行預金をします。国民が節約し、誰かの所得が減っていくのです。この悪循環構造を持つデフレからの脱却は「お金を使う客を増やす」ことです。民間企業が設備投資をしないときに、お金を率先して使ってくれるのは政府しかありません。それがデフレ対策ですが、しかし日本政府は15年間それをほとんどしませんでした。

我が国に財政破綻の心配はない

こういう話をすると、ほとんどの人が「国の借金が・・・・・」と思われるでしょうが、我が国に財政破綻するという問題はありません。財政破綻の定義は「政府が借金や利払いが返済できなくなること」です。債務不履行（デフォルト）です。財政破綻する国は、国債の金利を上げても借金できません。ギリシャが2012年に財政破綻したときの国債の金利は30%を超えていました。

我が国の長期債務残高は1000兆円を超えています。もし財政破綻しそうならば、金利が上がるはずですが、政府の10年満期の国債金利（長期金利）は0.6%です。政府の長期金利が1%を割ったのは人類史上、日本が初めてで、日本は世界で最も安い金利でお金を借りられる存在です。

日本国債の所有者である日本政府にお金を貸しているのは、主に日本の銀行や生損保など日本国内の金融機関です。日本国家が外国から借りているのは460兆円。しかし日本国家は外国に760兆円貸しています。この差額の300兆円という純資産額は世界最大です。世界一のお金持ち国家の中で政府がお金を借りているのです。

なぜ銀行は政府にお金を貸すのか。銀行は国民から借りた預金を企業に貸し出して金利差で稼ぐのが商売ですが、いま優良企業はお金を借りてくれませんので、超低金利ですがデフォルトの心配のない国債を買っているのです。つまりは、日本政府は日本国民からお金を借りていることになります。

しかも日本政府は素晴らしい子会社をもっています。日本銀行です。日本銀行は、新しく発行した日本紙幣で、国内の銀行から国債を買い取ります。国債が日銀に買い取られると、政府の借金は棒引きになります。返す必要がないのです。

日本銀行とそれ以外の国債保有をみますと、約1年半前から日銀の保有が増えています。これが黒田日銀による金融政策量的緩和です。アベノミクスの第一の矢です。安倍政権は日銀に通貨をじゃぶじゃぶ発行させ、国債をどんどん買い取らせています。すでに政府の借金が実質的に40兆円ほど減ったと思います。この話を聞いて、ずるいと感じたら、政府を企業と勘違いしているからです。政府の目的は経世済民で、利益を求めているわけではありません。

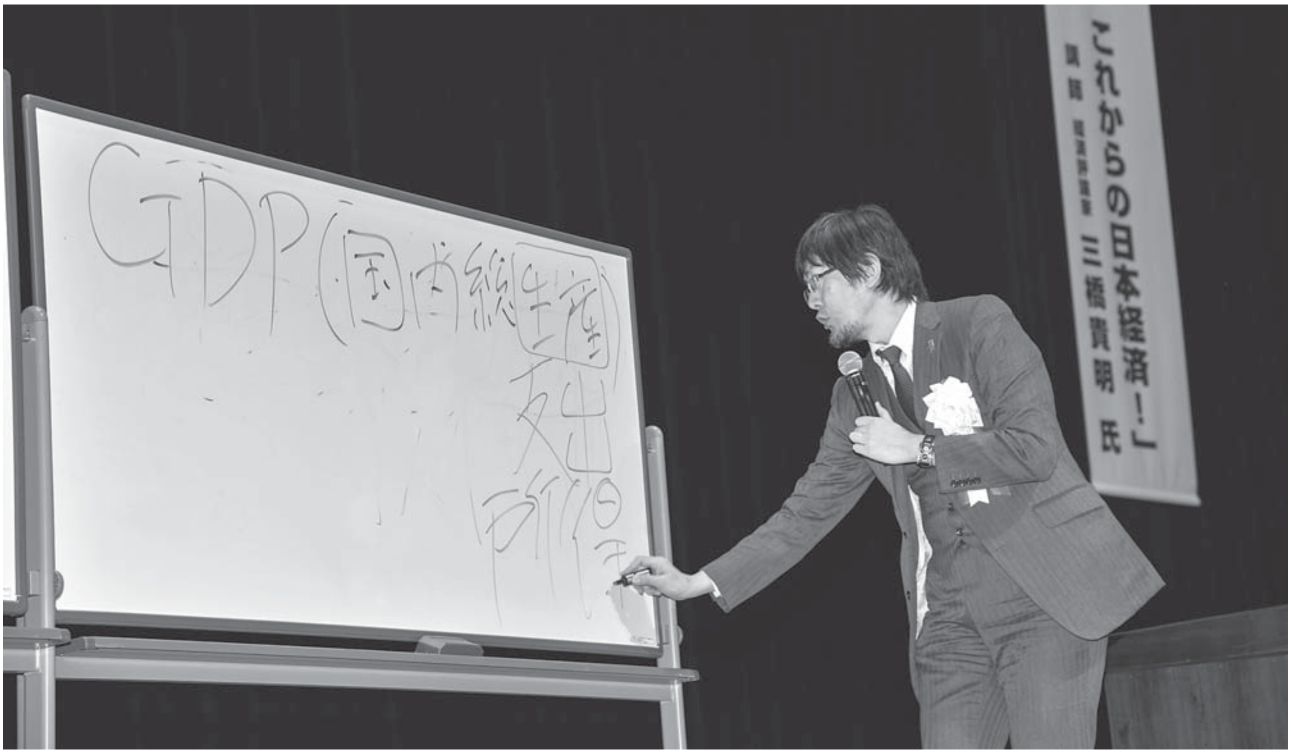

自然災害大国の日本はもっと公共投資をすべき

政府の借用証書（国債）を日銀が買い取る場合、ひとつ問題があります。インフレ率が上がっていくことです。ですからインフレ率2%を達成し、完全雇用が実現したら、もうやってはいけません。目的は完全雇用なのです。

日銀が国債を買い取るのみでは、誰の所得も増えません。デフレ対策で大切なのは、日銀が発行したお金を政府が国債で借り入れ、消費もしくは公共投資として仕事で使うことです。

日本の公共投資について話すと、「日本は公共投資をやり過ぎ」と言う人がいますが、ピークは96年、阪神淡路大震災からの復興があったときで、総額は45兆円弱でした。その後、橋本政権は公共投資の削減を始め、以来ずっと減らされて、結果的に我が国の公共投資の総額は、2012年は東日本大震災の復興があったので少し増えましたが、ピークの96年の半分、しかも2012年の公共投資の総額ですら30年前より下回っています。日本は世界屈指の自然災害大国です。日本の国土面積は世界の0.25%に過ぎないのですが、マグニチュード6以上の大地震の20%は日本で起きています。自然災害の多い日本で公共投資が減っているのは大問題です。

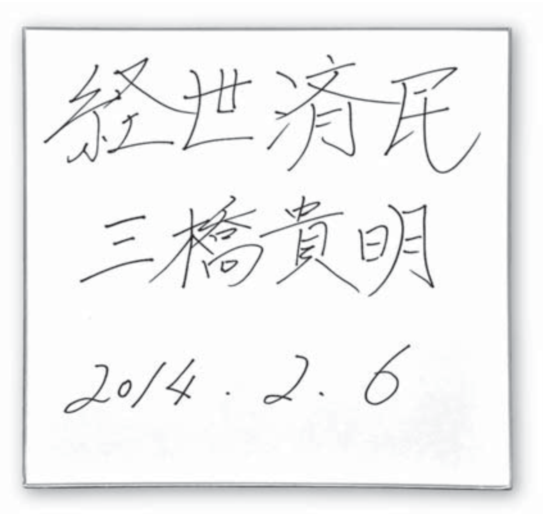

しかも我が国のインフラは高度成長期の1960年代に主に整備されました。インフラが寿命を迎える50年後の2010年代の今こそ、建て直す時期です。安倍政権が国会で通したのが国土強靭化基本法です。防災対策、老朽化対策を計画的にして政府が国民の生命や安全を守るための支出をするのです。

それが安倍政権の第二の矢の財政出動です。第一と第二の矢でデフレを脱却する。正しい政策です。

経済にとって重要なのは「GDP」（国内総生産）です。100万円のものを生産して100万円で買ってもらって100万円の所得になる。GDPは生産の合計であり、支出（消費・投資）の合計であり、所得の合計でもあります。日本の名目GDPの推移ですが、1997年（橋本政権のとき）がピークで、それ以降全く成長していません。国民の所得（GDP）が増えないと、税金を所得から徴収している政府は困ります。4月に安倍政権は消費税を8%にして増税します。実質賃金はマイナスの状況で皆様はお金を使いますか。減収になる可能性がありますので、安倍政権は増税し

て皆様から7兆円ほど徴収して、景気対策で5.5兆円戻すと言っています。

土木・建築業界の人手不足は深刻

より重大な問題があります。私は先日まで気仙沼にいました。復興といっても津波で陥没した土地の土台造りをしている段階で、被災者の公営住宅を建てなければいけないのにまだ1軒も建っていません。住民が離散してしまうのではないかと心配です。

東北の復興、国土の強靭化で防災・耐震化、メンテナンス、そして東京五輪もあり、土木建設の需要が膨れあがっていますが、人手が足りないのです。

日本の建設業許可業者は99年に60万社ありましたが、いまは47万社です。180万人の労働者がいなくなったのです。去った建設や土建の労働者の多くの人は生活保護受給者になっています。例えば鉄筋工は専門職なのに重労働で、バブル期には日給3万円でしたが、震災前の頃の日給は約1万円でした。こんなに苦労して働いても1カ月に20万円も稼げないのであれば生活保護のほうが楽だと、建設業者が減った結果、生活保護受給者も増えていったのです。生活保護受給者に「働いてください」とやらないといけないのですが、安倍政権の産業競争力会議のメンバーは「仕事が増えたのに人手がないなら外国人を雇えばいい」と言い出しました。

我が国は世界屈指の自然災害大国です。自然災害が起きたとき頼れるのは地元の土建業です。気仙沼では、まずは地元の土建業が現場に入って道を整備しました。地元に人材や機材があって、そして地元をよく知っている人がいることが重要です。

人手不足は日本国民の力で取り戻さないといけません。

いろいろな地域が経済成長して、東北の人たちも復活してもらって、日本全体で成長していかないとマズイです。地域同士、住民同士でお互いに助け合う考え方をもたないと生き延びられないです。日本国民同士で助け合いましょうという考え方を“ナショナリズム”と言うのです。「情けは人のためならず」「困ったときはお互いさま」という考え方です。

今年の日本経済はいまのところ好調ですが、消費税増税という壁があります。

デフレ脱却と国民の所得拡大を目指さなければいけない安倍政権は、相当難しい舵取りをしなければいけませんが、もし失敗すれば、皆様は主権者として安倍政権を退陣させることもできます。それは皆様の権利であって義務だと思います。つまり人事(ひとごと)と思わずに、ひとり一人が、日本のことを考えて政治を動かさないといけないのです。逆に、今は昔のように「みんなが豊かになる日本」を取り戻すチャンスを迎えているわけでもあります。今日ここでお聞きになった話を周りの人にお話していただきまして、6年後の東京五輪に史上最大の成長をやり遂げた日本を取り戻せるようにご協力をお願いします。

※この記事は平成26年2月6日の講演を要約したものです。

文責　(公社)名古屋北法人会

法人会事業

北法人会の行事

平成25年12月1日～平成26年3月31日

税務教室

12. 6　税務教室（第4回）
「相続税に関する誤りやすい事例」
名古屋北税務署　資産課税部門担当官 殿

2. 4　税務教室（最終回／第5回）
「ぜいむ　雑感!」
名古屋北税務署副署長　都築　満 殿

講 演 会

12. 3　税制講演会（県連主催）
演題　「アベノミクスでの経済動向」
講師　大阪経済大学客員教授・金融コンサルタント・経済評論家　岩本沙弓 氏

2. 6　市内合同講演会
演題　「どうなる、これからの日本経済!」
講師　中小企業診断士・経済評論家　三橋貴明 氏

2. 18　第31回調査部所管法人経営者講演会
演題　「我が国の財政の現状」
講師　名古屋国税局長　冨永哲夫 氏

そ の 他

1. 27　決算期別説明会
名古屋北税務署　法人課税部門担当官 殿

3. 12　決算期別説明会
名古屋北税務署　法人課税部門担当官 殿

役 員 会

12. 10　運営会議
12. 10　本部理事会
1. 23　運営会議
1. 23　本部理事会
2. 17　広報委員会
2. 21　事業委員会
3. 6　運営会議
3. 6　本部理事会
3. 26　税制委員会

支部報告

活動レポート

役 員 会

12. 19　上飯田・山田・大曽根支部合同
1. 27　楠東・楠西支部合同
2. 14　大森支部
2. 17　金城支部
2. 19　守山北支部
2. 24　守山支部
3. 3　北陵支部
3. 6　守山7支部長会
3. 5　杉村支部
3. 10　小幡支部
3. 13　西支部
3. 27　瀬古支部

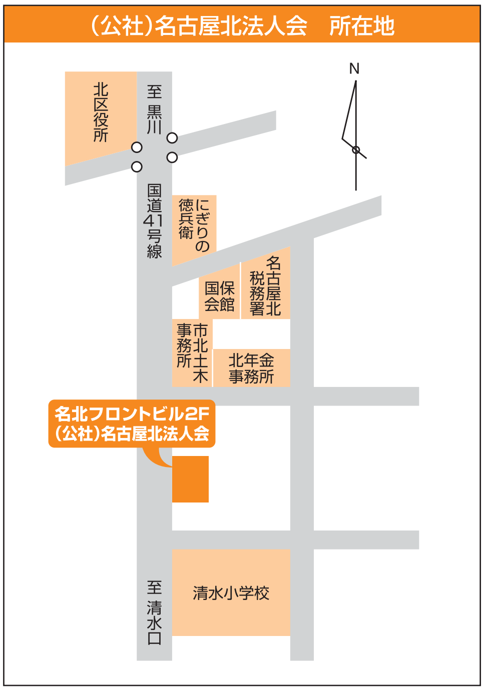

事務局駐車場が平成26年4月より無くなりなした。
公共交通機関をご利用願います。

法人会のビジネスガード
Business Guard Series

AIU保険
Member of AIG

世界有数の地震国、日本！いつ、どこで大地震が発生しても不思議ではありません。

地震災害のリスクに備えて、
回避・低減の対策を！

プロパティーガード
Property Guard

法人会の地震対策プラン

企業財産保険＋地震・噴火危険補償特約（財物損害補償特約用）

地震災害のリスクから会員企業をガードします！

AIU保険会社
URL:http://www.aiu.co.jp

お問合せ先

名古屋支店

〒460-0003　名古屋市中区錦2-4-15 ORE錦2丁目ビル11階
TEL.052-857-2020　FAX.052-857-2320
（受付時間：午前9時から午後5時まで　土・日・祝日・年末年始を除く）

この広告は保険の概要をご説明したものです。
保険の対象、建物の構造、建築年月等によってはお引受できない場合もございますのであらかじめご了承ください。

通常総会、記念講演会のお知らせ

日時／平成26年6月11日（水）

場所／名古屋市北文化小劇場
北区志賀町4−60−31

通 常 総 会　13時30分

記念講演会　14時30分〜16時00分

「揺れ動く国際情勢と日本の安全」

拓殖大学特任教授・前防衛大臣　森本　敏 氏

NHK「日曜討論」 TBS系「朝ズバッ！」 読売テレビ系「たかじんのそこまで言って委員会」
テレビ朝日系「朝まで生テレビ！」などに出演。
最近の著書　「オスプレイの謎。その真実」（単著、海竜社 平成25年8月）
「武器輸出三原則はどうして見直されたのか」（編著、海竜社 平成26年3月）など多数

＊記念講演会は一般の方も聴講できます名古屋北法人会事務局へお問合せ下さい。（参加費無料）
＊公共交通機関をご利用下さい。

名古屋北法人会だより No.129
平成26年5月1日　発行

発 行 所　公益社団法人　名古屋北法人会
名古屋市北区清水5丁目5番3号
名北フロントビル2F
電話 915-3886

編　　集　広報委員会

印 刷 所　株式会社　正鵠堂
名古屋市北区志賀南通2-4
電話 914-1855㈹

本誌では毎号の企画に役立たせていただくため会員皆様からのご意見ご要望をお聞かせ願います。

TEL 915-3886　FAX 915-3850
E-mail : kitahou@lilac.ocn.ne.jp

名古屋北法人会ではホームページを開設いたしております。一度アクセスしてみてください。

http://www.kitahou.or.jp

「税に関する絵はがきコンクール」応募作品

法人会